

平成30年度 安全・衛生教育実施計画

出張講習・臨時開催はご相談下さい。

山梨県労働災害防止団体等連絡協議会

- ◎ 技能講習・実技講習
 ○ 特別教育(準ずる教育含む)
 ☆ 能力向上教育
 △ その他の講習・研修等 ◇ 新規教育

実施機関名

建設業労働災害防止協会山梨県支部
 甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階
 電話 055-221-8810 FAX 055-228-8882

月	講習会の種類	実施日	月	講習会の種類	実施日
4月	◎足場の組立て作業主任者	5~6	10月	◎車両系(整地等)運転(3t以上)	11~12 16~19
	☆足場組立能力向上(再教育・点検)	10		○小型車両系(3t未満)	22~23
	○ローラーの運転	12~13		○小型車両系(3t未満)(女性専用)	22, 24
	◎地山の掘削・土止め支保工作業主任者	16~18		○ローラーの運転	25~26
	○ロープ高所作業	20		○自由研削砥石の取替え等	30
	△職長・安全衛生責任者(リスクアセスメント)	24~25			
5月	△新総合工事のためのリスクアセスメント	7	11月	◎コンクリート工作物の解体作業主任者	1~2
	△建設業の化学物質のリスクアセスメント	8		○酸素欠乏危険作業	5
	◎車両系(整地等)運転(3t以上)	14~15 28~31		◎地山の掘削・土止め支保工作業主任者	7~9
	◎小型移動式クレーン運転	16~18		○振動工具の取扱い	13
	☆◇職長・安全衛生責任者能力向上(再教育)	21		☆◇職長・安全衛生責任者能力向上(再教育)	16
	○小型車両系(3t未満)	24~25		△新総合工事のためのリスクアセスメント	28
				☆車両系業務従事者安全衛生(再教育)	29
		△建設業の化学物質のリスクアセスメント	30		
6月	☆車両系業務従事者安全衛生(再教育)	4	12月	○足場特別教育	3
	○足場特別教育	5		○ロープ高所作業	4
	◎玉掛け	6~8		△OHSMS構築講習(マネジメントシステム)	5
	○丸のこ取扱い作業	11		△足場点検実務者	7
	○ロープ高所作業	12		◎玉掛け	10~12
	△OHSMS構築講習(マネジメントシステム)	13		◎高所作業車運転(10m以上)	13~14
	◎高所作業車運転(10m以上)	14~15		☆足場組立能力向上(再教育・点検)	17
7月	◎木造建築物の組立作業主任者	5~6	1月	○アーク溶接	15~16
	△熱中症予防指導員	9		△斜面点検者	18
	◎建築鉄骨等の組立て作業主任者	10~11		○丸のこ取扱い作業	22
	◎鋼橋架設作業主任者	12~13		◎不整地運搬車運転	24~25
	☆玉掛け業務従事者安全衛生(再教育)	17		◎足場の組立て作業主任者	29~30
	△職長・安全衛生責任者(リスクアセスメント)	19~20			
	△斜面点検者	24			
△足場点検実務者	27				
8月	△熱中症予防指導員	6	2月	○足場特別教育	1
	◎型枠支保工作業主任者	8~9		☆玉掛け業務従事者安全衛生(再教育)	4
	○低圧電気の取扱い	22		◎木造建築物の組立作業主任者	18~19
	◎不整地運搬車運転	23~24		△職長・安全衛生責任者(リスクアセスメント)	20~21
	○巻き上げ機の運転	27~28		○ロープ高所作業	25
	☆◇職長・安全衛生責任者能力向上(再教育)	31		◎小型移動式クレーン運転	26~28
9月	◎小型移動式クレーン運転	3~5	3月	◎玉掛け	6~8
	◎車両系(解体用)運転	7		◎高所作業車運転(10m以上)	14~15
	◎高所作業車運転(10m以上)	10~11			
	◎玉掛け	12~14			
	○足場特別教育	18			
	☆木造の組立能力向上(再教育)	25			
	○ロープ高所作業	26			
	◎足場の組立て作業主任者	27~28			

☆能力向上教育(再教育)は、各種講習修了から5年毎に受けなければならない講習です。

☆危険再認識教育は、各種講習修了から10年以上経過した者が受けなければならない講習です。

受付:各講習会実施日の3ヶ月前 締切:各講習会実施日(初日)の7日前(締切日指定)

*予定は変更になることがありますのでご了承下さい。